

質疑回答書

契約番号 1-32号

件名 令和8年度桜ヶ丘地内下水道管渠更生工事

	質 問	回 答
1	<p>特記仕様書 次ページ 第5節 施工計画 5-2 職務分担及び緊急時の連絡体制 1.主任技術者、監理技術者は……本工事に採用する工法の技能講習を終了した者でなければならない。この文面が前年度までは(元請業者・下請け業者問わず)という表記でしたが、今年度発注から元請業者に資格が必要になった。という認識で合っていますか? 入札広告文の 2.入札参加資格 配置技術者に関する条件の中には記載がありませんが、現場代理人については今回の資格(技能講習)は必要は無いという認識でいいでしょうか? 主任技術者に資格が有れば良いと認識しておりますが、兼務についてはどのようなお考えでしょうか? 現場代人については兼務の記載がありますが、主任技術者の兼務に上限(金額・現場数)はあるのでしょうか?</p>	<p>認識の通り、主任技術者、監理技術者は特記仕様書に記載の3つの資格のうちいずれかを取得し、技能講習を受けている者としてください。</p> <p>現場代理人については、この限りではありませんが、主任技術者、監理技術者と兼務する場合は上記と同様になります。</p> <p>主任技術者の兼務について、本工事の請負金額が4,500万円以上となる場合は専任となります。また、下請契約の合計金額が5,000万円以上となる場合は監理技術者を専任配置してください。</p>